

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口頭等による納入の通知)</p> <p>第29条 略</p> <p>(1) <u>不特定多数の者に販売することを目的として物品を売り払う場合及び予定価格が5万円以下の不用品を売り払う場合の代金で、引渡しと同時に収納するもの</u></p> <p>(2) <u>使用料、手数料及び貸付料</u>で直ちに収納するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>保健医療大学の証明手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料</u></p> <p>(5) <u>入園料及び催物の入場料金</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>実習に係る収入</u></p> <p>(12) <u>納入者があらかじめ納入すべき金額を確認できる収入でその取扱いが一定の時期に多数であるもの</u></p> <p>(13) <u>実費の額に相当する代金</u></p>	<p>(口頭等による納入の通知)</p> <p>第29条 収支命令者は、次に掲げる収入については、納入者に対し、口頭又は掲示をもって納入の通知をすることができる。</p> <p>(1) <u>生産品、収穫物又は動物の売払い</u>で引渡しと同時に収納する代金</p> <p>(2) <u>使用料及び手数料</u>で直ちに収納するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>入園料並びに催物の入場料金及びこれに伴うパンフレット類の販売代金</u></p> <p>(5) <u>遺失物法（平成18年法律第73号）の規定により県に帰属した物件の売払代金</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>県が発行する史料集、目録、紀要、行政資料等の販売代金</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>前各号に定めるもののほか、別に定める収入</u></p>
<p>(現金による収納)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の場合には、<u>次に掲げる収入</u>については、納入者から請求のあった</p>	<p>(現金による収納)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の場合には、<u>特に会計管理者が指定する収入</u>については、納入者か</p>

場合を除き、同項の規定による領収書の交付を省略することができる。この場合において、願書、届書、申請書その他これらに類する書類の提出があったときは、これらの書類の余白に領収の旨を記載押印するものとする。

- (1) 物品を売り払う場合の代金で、引渡しと同時に収納するもののうち領収書の発行が困難であるもの
- (2) 金銭登録機、自動精算機その他の機械により収納する代金
- (3) 直ちに収納する使用料
- (4) 第29条第5号、第8号、第10号及び第12号に掲げる収入

(代替証券による収納)

第34条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入について、納入者から次に掲げる証券（同条第3号に掲げる収入にあっては、第2号に掲げるものに限る。）でその額面金額が納付金額を超えないものの納付があったときは、これを現金に代えて受領することができる。この場合においては、証券領収書（第10号様式）を納入者（第2号に掲げる証券で納付した者を除く。）に交付し、証券受払簿に登記の上、前条第1項後段の規定に準じて払い込まなければならない。

(1)～(3) 略

(事前合議)

第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員（東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。）に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為その他別に定める支出負担行為にあっては、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 1件1,000万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料（児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は

ら請求のあった場合を除き、同項の規定による領収書の交付を省略することができる。この場合において、願書、届書、申請書その他これらに類する書類の提出があったときは、これらの書類の余白に領収の旨を記載押印するものとする。

(代替証券による収納)

第34条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入について、納入者から次に掲げる証券（同条第3号に掲げる収入にあっては、第2号に掲げるものに限る。）でその額面金額が納付金額を超えないものの納付があったときは、これを現金に代えて受領することができる。この場合（第2号に掲げる証券で納付があった場合を除く。）においては、証券領収書（第10号様式）を、納入者に交付し、証券受払簿に登記の上、前条第1項後段の規定に準じて払い込まなければならない。

(1) 略

(2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証券又は持参人払式の同銀行が発行する為替証券若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする同銀行が発行する為替証券で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの

(3) 略

(事前合議)

第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員（東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。）に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為にあっては、この限りでない。

(1) 略

(2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料（児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第

第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。）

(3)～(8) 略

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間を延長する場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に当該契約期間が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(支払の時期)

第161条 略

2・3 略

4 県がその責めに帰すべき理由により、前3項に規定する期間内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により当該期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

5 略

(随意契約ができる場合)

第184条 略

(1)～(7) 略

(8) 略

33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。）

(3)～(8) 略

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間を延長する場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に年5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(支払の時期)

第161条 略

2・3 略

4 県がその責めに帰すべき理由により、前3項に規定する期間内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により当該期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

5 略

(随意契約ができる場合)

第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買い入

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設

イ～エ 略

(9)～(17) 略

(期間計算の特例)

第276条 この規則の規定により定められている期間でその末日について民法第142条の規定の適用があるもののうち、第46条第1項第1号に規定する期間及び第193条第2項に規定する期限については、当該期間の末日又は期限が土曜日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日（日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日をいう。）でない日をその末日又は期限とみなす。

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課	略	
の出納	建築指導課の収入取扱員	略
員	住宅課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち住宅課の所掌に係るものの収納
	義務教育課の収入取扱員	略
	略	
略		

れる契約をするとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設

イ～エ 略

(9)～(17) 略

(期間計算の特例)

第276条 この規則の規定により定められている期間でその末日について民法（明治29年法律第89号）第142条の規定の適用があるもののうち、第46条第1項第1号に規定する期間及び第193条第2項に規定する期限については、当該期間の末日又は期限が土曜日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日（日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日をいう。）でない日をその末日又は期限とみなす。

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課	略	
の出納	建築指導課の収入取扱員	略
員		
	義務教育課の収入取扱員	略
	略	
略		

第62号様式（第134条関係）

（日本工業規格A列4番）

不用品決定伺書

整理番号		不用品の理由	決								起案者	
所属名												
起案年月日												
決裁年月日					裁							

不用品の内容										払出納通知 済確認印 (出納員等 会計職員)
品名	備品番号	品質・規格	数量	単価(円) 価格(円)	当初取得年月日	重要 物品	国庫 補助	摘要		

第62号様式（第134条関係）

（日本工業規格A列4番）

不用品決定伺書

整理番号		不用品決定 年月日	決								起案者	
所属名												
起案年月日				不用品の理由								
決裁年月日					裁							

不用品の内容										払出納通知 済確認印 (出納員等 会計職員)
品名	備品番号	品質・規格	数量	単価(円) 価格(円)	当初取得年月日	重要 物品	国庫 補助	摘要		

第123号様式（その2）（第258条関係）

（日本工業規格A列4番）

（物品会計用）

年 月 日現在

出納員（物品取扱員）引継書

引継帳簿等

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 重要物品票 | 枚 |
| (2) 備品一覧表 | 冊 |
| (3) 消耗品出納簿 | 冊 |
| (4) 動物出納保管簿 | 冊 |
| (5) 原材料品出納簿 | 冊 |
| (6) 生産品（収穫物）出納簿 | 冊 |
| (7) 借入品出納保管簿 | 冊 |
| (8) 占有動産出納保管簿 | 冊 |
| (9) 郵便切手類受払簿 | 冊 |
| (10) 燃料品受払簿 | 冊 |
| (11) 物品貸付簿 | 冊 |
| (12) その他必要な証拠書類 | |

年 月 日付け出納員（物品取扱員）の異動に伴い、香川県会計規則第258条の規定により、上記のとおり引き継ぎました。

年 月 日

会計管理者（出納員） 殿

所 属 名：

前任出納員（物品取扱員）

職 氏名 ⑥

後任出納員（物品取扱員）

職 氏名 ⑥

第123号様式（その2）（第258条関係）

（日本工業規格A列4番）

（物品会計用）

年 月 日現在

出納員（物品取扱員）引継書

引継帳簿等

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 重要物品票 | 枚 |
| (2) 備品一覧表 | 冊 |
| (3) 消耗品出納簿 | 冊 |
| (4) 動物出納保管簿 | 冊 |
| (5) 原材料品出納簿 | 冊 |
| (6) 生産品（収穫物）出納簿 | 冊 |
| (7) 借入品出納保管簿 | 冊 |
| (8) 占有動産出納保管簿 | 冊 |
| (9) 郵便切手受払簿 | 冊 |
| (10) 燃料品受払簿 | 冊 |
| (11) 物品貸付簿 | 冊 |
| (12) その他必要な証拠書類 | |

年 月 日付け出納員（物品取扱員）の異動に伴い、香川県会計規則第258条の規定により、上記のとおり引き継ぎました。

年 月 日

会計管理者（出納員） 殿

所 属 名：

前任出納員（物品取扱員）

職 氏名 ⑥

後任出納員（物品取扱員）

職 氏名 ⑥

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第161条第4項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用する。

3 改正前の第62号様式、第63号様式及び第123号様式（その2）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。